

これが「企業の労働110番」です



名北労働基準協会専門員

社会保険労務士 寛 百合子

「はい、こちら企業の労働110番です」
新たにパートタイム労働者を雇った社長さんからのご相談でした。パートタイム労働者の保険について、詳しく知りたい

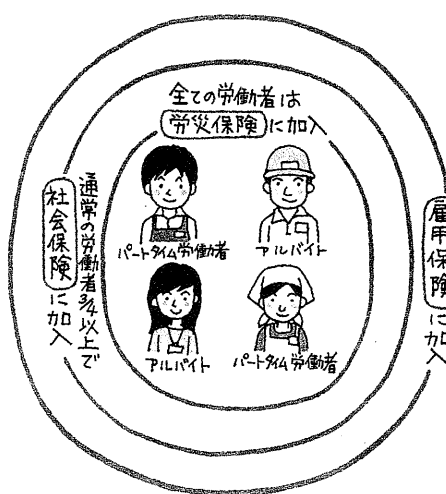
とのことでした。
正社員を雇用した場合は、労働保険と社会保険に加入する必要がありますが、パートタイム労働者についても一定の条件

パート労働者の労働保険、社会保険の加入について

を満たす場合は、労働保険や社会保険に加入する義務が生じます。
それでは、最初に労働保険について詳しく説明します。

労働保険には労働保険と雇用保険があります。パートタイム・アルバイトも含めたすべての労働者を加入させる義務があり、保険料はすべて会社負担となります。
また、雇用保険は、1週間の労働時間が20時間以上、かつ1カ月以上の雇用見込みがあると労働者が対象となります。保険料は、会社と労働者でそれぞれ負担します。
労災保険は、業務上の事由または通勤による労働者の負傷、疾病、障害、

死亡等に対して保険給付があります。雇用保険は、失職した場合の求職者給付、レベリングアップのための教育訓練給付、育児休暇や介護休暇等に伴う雇用継続給付等が受けられます。労働者にとつては安心して働くことができます。



る制度となっています。
次に、社会保険について説明します。社会保険には、健康保険・厚生年金保険があります。健康保険、厚生年金保険に加入できるのは、通常の労働者の所定労働時間また

は所定労働日数がおおむね4分の3以上であることが条件となります。保険料は、会社と労働者が折半で負担します。
健康保険に加入することにより、労働者の業務外の疾病、負傷もしくは死亡または出産及びその被扶養者の疾病、負傷、死亡または出産に関しては、労働者から保険給付があります。厚生年金保険につきましては、労働者の老齢、障害及び死亡について保険給付があり、共に労働者及びその遺族の生活の安定と福祉の向上が見込めます。

労働者が安心して働くことができる環境を整えるのは、事業主の義務です。会社の更なる発展のためにも、速やかに労働保険・社会保険の加入手続きをしましょう。
なお、当協会労働保険事務組合では、労働保険の事務委託を行っています。事務手続きを迅速・確実に代行するだけでなく、無料労働相談、講習、各種支援等協会事業もご利用頂けます。また、社会保険に関しましては、社会保険労務士である当協会の相談員が、ご加入等のアドバイスを行います。
お気軽にご相談下さい。
イラスト・森沢康代

会員事業場専用無料相談ダイヤル
「企業の労働110番」
電話 (052) 9611-7110
FAX (052) 9611-9635
メールアドレス roumu@meihokurouki.or.jp